

2. 中央診療施設及び特殊診療施設の整備状況と自己点検評価等

従来、中央診療施設は4施設（検査部、手術部、放射線部、材料部）、特殊診療施設は訓令施設3施設（救急部、集中治療部、輸血部）と学内措置による6施設（分娩部、理学療法部、CCU部、人工透析部、内視鏡部、臨床薬理センター）であったが、平成10年度以降、訓令施設として病理部（10年4月）、医療情報部（11年4月）、総合診療部（12年4月）、治験管理センター（13年4月）が設置されたとともに学内措置として感染制御部、ME機器センター（13年4月）、医療安全管理部（13年7月）を設置して、病院機能の充実化を図っている。

中央診療施設及び特殊診療施設の自己点検・評価は、各施設ごとに次の項目について行うとともに各施設の将来展望を行った。

- (1) 施設の整備状況
- (2) 点検・評価
- (3) 問題点とその対策
- (4) 施設の将来展望